

第 2 章

平成27年度事業計画

I 平成27年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

(基本方針)

東日本大震災や原子力災害の影響により、保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、被災地を中心とした地域医療や福祉サービスの提供体制の再構築の問題など、大きく変化しています。

また、放射性物質による健康や食への影響の恐れから、住民の安全・安心に対する関心がより一層高まっています。

このような状況を踏まえ、人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、障がい者、すべての人が、健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる県南地域を実現するために、3つの基本方針を掲げ、施策を展開します。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いを大切にし、お互いを支え合う
温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる 豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実した、快適に暮らせる 安全・安心な社会

(重点施策)

1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

(1) 保健・医療・福祉の連携の推進

ア 住民の健康維持、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の向上と増進のため関係機関の役割分担を明確にしながら連携のさらなる推進を図ります。

(2) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

ア 被災者の健康状態の悪化予防及び健康不安の解消を図るため、仮設住宅や借上げ住宅入居者等に対して心のケアを含めた健康支援活動に取り組みます。

イ 放射線による健康への影響等について、住民等への正しく分かりやすい情報の提供等をするなど、啓発活動に取り組みます。

(3) 飲料水及び食品等の安全性の確保

ア 飲料水の放射性物質の定期的なモニタリング検査を実施し、利用者の安全と安心の確保を図ります。

イ 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施し、市場等に流通する食品等の安全と安心の確保を図ります。

2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

ア 住民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が一体となって健康的な生活習慣の確立等に取り組む「健康づくり県民運動」の

展開を図り、関係機関との連携により健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざします。

イ 健康づくりを円滑に進めるため、相談や保健指導等に従事する者の資質の向上に努めます。

(2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

ア 生涯を通じた生活習慣病予防のための教育を推進するとともに、喫煙、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康、飲酒、歯・口腔の健康などについて望ましい生活習慣の確立を目指し、住民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、健康を支える環境の整備を図ります。

イ がん予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症と重症化を防ぐために一次予防（発症予防）と二次予防（早期発見・早期治療）に努めます。

ウ 医療保険者による特定健診・特定保健指導の着実な実施を支援し、生活習慣病の発症予防や重症化予防の徹底をめざします。

エ う蝕や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図ります。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

ア 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市町村や関係団体が行う取り組みを支援します。

(4) 健全な食生活を育むための食育の推進

ア 住民一人ひとりが、自らの食を見直し、健全な食生活と豊かな人間性をはぐくむために、家庭、学校、地域が一体となった食育の取り組みを推進します。

(5) 感染症対策の推進

ア 感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種や感染症情報などの情報提供に努めます。

3 地域医療の再生

(1) 医療従事者等の確保と資質の向上

ア 将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学生を対象とし、県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。

イ 限られた医療資源において、医療従事者の資質の向上に努めます。

(2) 安全、安心な医療サービスの確保

ア 住民が、安全で安心できる医療が受けられるよう、保健・医療・福祉の連携

を強化するとともに、医療機関相互の役割分担と連携を促進し、安全で質の高い効率的な医療提供体制の確保を図ります。

4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

ア 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上や、認可外保育施設への支援などを推進します。

また、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進に努めるとともに、「子ども子育て支援新制度」の本格施行に向け、スムーズな移行ができるよう市町村や事業者等の支援に努めます。

(2) 思春期保健対策の推進

ア 地域の保健・医療機関等との連携・協力体制を構築し、教育機関と一体となって、思春期の若者や保護者に対する思春期保健対策を推進します。

5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

(1) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

ア 高齢者がその状態に応じた適切で質の高いサービスを利用できるよう、市町村や事業者の支援・指導に努めるとともに、「うつくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、計画的に介護保険施設等の整備を推進します。

(2) 障がい者の地域生活移行の支援

ア 障がい者が、自分らしい生活と社会参加を実現するために、その方にあった自立の在り方を理解し、障がいのある方自身のニーズに適切に対応しながら、地域生活支援体制の充実を図り、地域で安心して暮らすための取組みを促進します。

イ 障がい者の就労支援や居住環境の整備など生活環境全般への取組み（介護、生活訓練など）を積極的に展開するとともに、障がいのある方がより適切で質の高いサービスを利用できるよう市町村や事業者の支援・指導に努めます。

(3) 生活支援の充実

ア 生活保護法に基づき、生活困窮者の最低生活の保障を適正に行うとともに、要保護者の自立を促進します。

6 誰もが安全で安心できる生活の確保

(1) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

ア 住民の生活に密接な関係を有する生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、衛生水準の維持向上のための対策を推進します。

(2) 安全な水の安定的な供給

ア 住民が安全な水を将来にわたって安定的に享受できるよう、水道事業者の適

正な供給管理体制と事業運営体制の維持、向上を支援します。

また、水道事業者の的確な水道ビジョンや水安全計画、危機管理計画の策定を支援するとともに、運営基盤を強化するために必要に応じた事業の広域化を支援します。

(3) 食品等の安全性の確保

ア 消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、食品関連事業者や消費者、関係機関と相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。

(4) 人と動物の調和ある共生

ア 動物愛護思想の普及啓発を行うとともに、「飼い犬のしつけ方教室」などの各種の事業を通して、ペット動物の適正飼養に関する知識や終生飼養の意識の定着化を図り、人と動物の調和ある共生を推進します。

(5) 健康危機管理体制の強化

ア 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、住民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防や拡大防止に関する業務（健康危機管理）の充実強化に努めます。

(6) 災害時の保健医療福祉体制の強化

ア 避難行動要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難させ、避難に伴う健康被害を最小限に抑えるため、避難行動要支援者避難支援個別計画の全市町村での策定を支援します。

イ 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が避難できる福祉避難所の指定を支援します。

ウ 地域防災計画の見直しなどに合わせ、広域避難が生じた場合を想定した保健・医療・福祉の専門職チーム等の派遣体制の検討や、県内外の医療機関や福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の一層の強化を図ります。

II 平成27年度主要事業計画

1 【復興へ向けた保健・医療・福祉の推進】

(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 被災者健康サポート事業 | <p>長期にわたり避難生活を余儀なくされている被災者や生活環境の変化にさらされている住民の等の健康状態の悪化や予防や健康不安の解消等に向け、被災者に対する健康支援活動を継続的安定的に実施することを通し、被災者の健康増進をはかることを目指します。</p> <p>(1) 被災市町村連絡会の開催 (2) 被災者健康支援活動</p> | 健康増進課 |

(2) 飲料水及び食品等の安全性の確保

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|
| 飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査 | 住民から依頼のあった生活用水として飲用に使用している井戸水や湧水等の放射性物質について検査を実施する。 | 衛生推進課 |
| 食品中の放射性物質対策事業 | 市場等に流通する食品等についての安全を確認するため、県内農林水産物等を原材料とする加工食品の放射性物質検査を実施する。 | |

2 【全国に誇れる健康長寿の県づくり】

(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 健康ふくしま21推進事業 | <p>県民の健康づくりの基本方針である「第二次健康ふくしま21計画」の目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。</p> <p>(1) 健康増進事業技術的助言 (2) 市町村健康増進計画策定支援等 (3) 健康長寿をめざした県民運動推進事業 (4) 受診率向上で安心推進事業</p> | 健康増進課 |
| 県南の地域・職域連携推進事業 | <p>地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図ります。</p> <p>(1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催 (2) 地域・職域連携事業</p> | 健康増進課 |
| 薬物乱用の防止 | <p>薬物乱用の低年齢化や違法薬物への対策のため、若年層に重点をおいた普及啓発を行います。</p> <p>(1) 中学高校等の薬物乱用防止教室への講師派遣 (2) スクールキャラバンカーによる小学校巡回 (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発(ヤング街頭キャンペーン)</p> | 医療薬事課 |

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 医療用麻薬に関する指導 | 病院や薬局等において麻薬等の管理が適切に行われるよう、定期的に麻薬等取扱施設の立入指導を実施します。 | |
| 自殺対策の充実 | 自殺者数の減少をはかるため、うつ病を中心とした自殺の予防や相談等の支援体制を整備するとともに、自殺予防に向けた普及啓発や市町村が取り組む自殺対策関連事業への支援など、自殺対策の定着化を図ります。 | 保健 福祉課 |

(2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|---|-----------|
| 喫煙対策の推進 | <p>成人の喫煙率の減少、受動喫煙の防止に重点を置いた対策を推進します。</p> <p>(1) 喫煙による健康被害等の情報提供、普及啓発 (2) 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査 (3) 子どもの受動喫煙防止サポーター支援研修会 (4) 市町村の母子保健事業における喫煙実態調査</p> | 健康 増進課 |
| 食環境整備事業 | <p>健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図ります。</p> <p>(1) うつくしま健康応援店の普及拡大</p> | |
| 特定給食施設管理事業 | <p>給食施設設置や管理者、給食従事者に対し、健康増進に果たす給食の役割や給食運営等に関する情報提供を行うことにより、住民の栄養の改善及び健康の保持増進を図ります。</p> <p>(1) 特定給食施設等巡回指導 (2) 特定給食施設等講習会の開催</p> | |
| 歯科保健対策 | <p>市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図ると共に、地域住民の健康の保持増進を推進します。</p> <p>(1) 市町村歯科保健強化推進事業 (2) 地域歯科保健活動推進事業</p> <p>生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行います。</p> <p>(1) ヘル歯一ケア推進事業</p> <p>幼児う蝕有病率が高いことから、母子保健法に基づく市町村で実施する1歳6ヶ月児健診後のう蝕ハイリスク児等を支援することにより、幼児う蝕有病率状況の改善を図ります。</p> <p>(1) 幼児う蝕予防対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児う蝕予防対策検討会の開催 ・ 幼児う蝕予防対策フォローアップ事業 | |

(3) 地域包括ケアシステムの構築

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|--|-----------|
| 在宅医療・介護連携の推進 | 介護、医療、住まい、生活支援、予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、市町村が行う在宅医療・介護連携の取り組みの支援として、その考え方・進め方を周知します。 | 総務 企画課 |

(4) 健全な食生活を育むための食育の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------------------------|--|-----------|
| ふくしまのおいしい「食」で元気になろう食育プロジェクト | 県民が生涯にわたり健康でイキイキとした生活を送り震災に負けない健康な身体をつくるためには乳幼児期からの継続的な食育が求められている。そのため子どもの食や健康に携わる関係者により管内の課題について協議し、今後の地域社会や地域住民及び子どもの食育推進活動の活性化をはかります。 (1) 「ふくしまのおいしい『食』で元気になろう」ワークショップ | 健康 増進課 |
| ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業 | 東日本大震災後の子どもたちの食に関連する健康課題について、食環境整備の観点から保健福祉部・農林水産部・教育委員会等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体系を構築し「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を推進します。 (1) こどもの食を考える地域ネットワーク会議 (2) 保育所等を対象とした食の指導者育成研修会 (3) 福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント (4) 地域の子育て食環境支援事業 | |
| 市町村栄養・食生活支援事業 | 管内市町村において栄養・食生活の改善に関する施策の充実及び推進を図るため、栄養・食生活事業の実施状況や課題を把握するとともに、課題解決の為に優先的にとりくむべき事業について助言等の支援を行います。 (1) 栄養・食生活事業の実施状況調査 | |

(5) 感染症対策の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|--|-----------|
| 感染症対策の推進 | 感染症の発生時には患者等に適切な医療を受ける機会を提供するとともに、必要に応じて疫学調査や保健指導を実施して感染症の拡散防止を図ります。 また、関係機関に対する感染症情報の提供や地域住民等に対する啓発も行います。 (1) 感染症発生動向調査事業 (2) 感染症情報の定期的な発行 (3) つつが虫病に関する講座の開催 (4) 予防接種普及事業 | 医療 薬事課 |

| | | |
|---------|---|--|
| 結核対策の推進 | <p>結核のまん延を防止するため、患者の療養支援や地域住民に対する啓発を行います。</p> <p>(1) 患者治療費の公費負担</p> <p>(2) 患者検診の実施</p> <p>(3) 高齢者施設職員等を対象とした出前講座の開催</p> | |
|---------|---|--|

3 【地域医療の再生】

(1) 医療従事者等の確保と資質の向上

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------|--|-----------|
| 医師定着促進事業 | 将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学生を対象とし、県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。 | 総務 企画課 |

(2) 安全、安心な医療サービスの確保

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|-----------|
| 地域医療体制の整備 | <p>病院や診療所の医療機関における、院内感染対策をはじめとする医療安全の確保を図ります</p> <p>(1) 医療安全研修会の開催</p> <p>(2) 県南地域医療安全ネットワーク会議の開催</p> <p>(3) 医療法に基づく医療機関への定期的立入</p> | 医療 薬事課 |
| 救急医療体制の整備 | <p>救急医療対策協議会等の開催により、関係者間での情報交換と問題点の洗い出しを行います。</p> <p>(1) 県南地域救急医療対策協議会の開催</p> | |
| 献血者の確保 | <p>安定した献血者数を確保するため、各種啓発を行います。</p> <p>また、骨髄バンクドナー登録を推進します。</p> <p>(1) 街頭献血キャンペーン</p> <p>(2) 献血協力事業所等の訪問</p> <p>(3) 市町村献血担当者会議の開催</p> <p>(4) 献血併行型骨髄ドナー登録実施</p> | 健康 増進課 |
| 医薬品の有効性・安全性の確保 | <p>適正な医薬分業の推進や薬事営業者等の立入指導により医薬品等による健康被害や毒物劇物による事故防止を図ります。</p> <p>(1) 薬局等薬事営業者への立入指導</p> <p>(2) 毒物劇物営業者への立入指導</p> | |
| 難病対策の推進事業 | <p>特定疾患治療研究事業及び特定医療費支給等により医療費の負担軽減を図るとともに、関係機関と連携を図り、難病患者等・家族が安心して療養生活を送ることができるよう支援体制の整備を図ります。</p> <p>(1) 特定疾患治療研究事業</p> <p>(2) 特定医療費支給認定</p> <p>(3) 難病在宅療養者支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者地域支援連絡会議 ・ 相談指導事業 | |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談事業 ・訪問診療事業 ・難病ボランティア活動支援 <p>(4) 遷延性意識障害者治療研究事業 (5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 (6) 原子爆弾被爆者対策事業 (7) 石綿による健康被害・救済給付事業</p> | |
|--|--|--|

4【日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり】

(1) 子育て支援サービスの充実

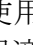
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|--|-----------|
| 保育対策等促進事業 | 認可保育所等が行う延長保育や保育環境の改善事業等に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助金を交付することで、子育てと仕事の両立を容易にするとともに子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進します。 | 保健 福祉課 |
| 地域保育施設助成事業 | 民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付することで、認可外保育施設における乳幼児の処遇の向上を図ります。 | |
| 多子世帯保育料軽減事業 | 3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付することで、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ります。 | |

(2) 思春期保健対策の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------|--|-----------|
| 県南地域思春期保健対策推進事業 | 関係機関との連携・協力により、思春期保健の健康問題や教育状況を把握・分析し、思春期保健対策の充実に努めます。 (1) 思春期保健教育等実施状況調査の実施 (2) 県南地域若者の性の健康圏域連携会議の開催 (3) 関係機関等への情報提供 等 | 保健 福祉課 |

5【ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進】

(1) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 地域支援事業の充実 | <p>県南地域における高齢者福祉計画等の進捗状況の管理や新計画策定に向けた課題の検討等を行います。</p> <p>さらに、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向け、各市町村地域支援事業の充実の取り組みを支援します。</p> <p>(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催</p> <p>(2) 各市町村の地域支援事業の充実に向けて、研修会、情報交換会、地域ケア会議支援等</p> | 保健福祉課 |
| おもいやり駐車場利用制度の推進 | <p>車いす利用者用駐車スペース（マークのある駐車場）の利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」が平成21年7月1日からスタートしたことから、この制度の推進を図ります。</p> | |

(2) 障がい者の地域生活移行の支援

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 障がい者の地域生活移行の支援 | <p>障がいのある人たちが、自分らしい自立した生活と地域参加を実現するため、地域生活支援体制等の充実を図ります。</p> <p>(1) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業 精神障がい者支援に係る体制整備の調整、研修会の企画等の実施。</p> <p>(2) 障がい児（者）地域療育等支援事業 ・市町村の相談支援体制整備への助言・指導 ・専門的な療育指導及び相談支援</p> | 保健福祉課 |

(3) 生活支援の充実

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------|---|-------|
| 生活保護事業 | <p>要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、生活保護法に基づく各種扶助を実施します。</p> <p>また、実施に当たっては、訪問調査活動、扶養能力調査及び収入資産等調査の充実徹底、役場・医療機関等関係機関との連携強化を図り、生活保護の適正実施を推進します。</p> | 生活保護課 |
| 就労支援事業 | <p>稼働能力を有するが、就労に係る意欲や能力が低い等就労に至らない被保護者の就労を促進することにより、経済的自立を支援します。</p> | |

| | | |
|---------------|--|-------|
| 長期入院患者等退院促進事業 | 医療機関に長期入院している被保護者であって、病状が安定し入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者に対して、退院阻害要因の解消及び地域生活への移行を促進し、健康で文化的な日常生活が営めるよう支援します。 | 生活保護課 |
| 住宅支援給付事業 | 離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 | |

6【誰もが安全で安心できる生活の確保】

(1) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 生活衛生関係営業の衛生確保事業 | <p>生活衛生関係営業施設に対して、個別的・重点的な指導を実施するとともに、自主管理体制の確立を支援しながら衛生水準を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水のレジオネラ属菌検査や理美容所内使用器具の消毒効果確認検査を実施するなどして、適切な指導と情報提供に努めます。</p> <p>(1) 理容所・美容所・クリーニング所等営業施設への立入指導 (2) 旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌検査 (3) 業種別衛生講習会の開催</p> | 衛生推進課 |

(2) 安全な水の安定的な供給

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 水道水の安全確保事業 | <p>水道水中の放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行います。水道事業者等に対して研修会を通じて水道施設の維持管理に関する知識の普及を行い安全性の確保に努めます。</p> <p>水道水の安定的供給及び水道事業の計画的整備に関する指導及び支援を行うとともに、水道施設の適切な維持管理状況の把握及び指導に努めます。</p> <p>(1) 水道施設への立入指導（書類検査及び現場検査） (2) 水道水中の放射性物質のモニタリング検査 (3) 研修会の開催 (4) 水道国庫・県費補助事業の指導及び助言 (5) 危機管理対策の水道事業間の連携の推進</p> | 衛生推進課 |

(3) 食品等の安全性の確保

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 食品の安全性の確保事業 | <p>「平成26年度福島県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設等の効率的かつ効果的な監視指導や食品の収去検査（加工食品等の放射性物質検査を含む）を実施し、食品の安全性の確保を図ります。</p> <p>また、食品の表示や食の安全確保に関する苦情や相談の総合窓口として設置されている「食品安全110番」について、関係機関と連携して円滑な運営を行います。</p> <p>消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、関係機関等との相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。</p> <p>(1) 食品製造施設等の監視指導 (2) 大規模調理施設や広域流通食品の製造施設の衛生指導 (3) 食品の収去検査（加工食品等の放射性物質検査を含む） (4) 食品衛生思想の普及啓発 (5) 「小・中学生の食の安全教室」等の実施 (6) 食の安全・安心推進事業</p> | 衛生推進課 |

(4) 人と動物の調和のある共生

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 人と動物の共生の推進事業 | <p>県民が快適で健やかな生活を送れるよう、動物による危害の発生防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施します。</p> <p>また、東日本大震災の被災動物の救護活動を支援します。</p> <p>(1) 動物の適正飼養に関する啓発 (2) 「飼い犬等のしつけ方教室」等の動物愛護関係事業の実施 (3) 動物取扱業者に対する立入指導 (4) 福島県動物救護本部の活動の支援</p> | 衛生推進課 |

(5) 健康危機管理の強化

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 健康危機管理体制整備事業 | <p>原因が特定できない健康被害の発生や、大規模な健康被害が発生した時などの健康危機管理対策に万全を期すため、関係機関との連携体制整備や平常時から模擬訓練等による対応能力の向上を図り、マニュアルに基づく迅速かつ適切な対応に努めます。</p> <p>(1) 平常時対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 所内体制整備等・ 模擬訓練等の実施・ 災害時医薬品等の備蓄・ 災害時用医療資機材の保管管理 <p>(2) 発生時対応 (24時間体制)</p> | 医療薬事課 |

